

玉川大学・玉川学園同窓会表彰規程

（目的）

第1条 玉川大学・玉川学園同窓会は、玉川学園・玉川大学（大学院等を含む）（以下「学園」という。）の児童、生徒、学生（以下「学園の在校生」という）との相互理解を深め、もって学園の教育活動の促進の一助に資することを目的として、玉川大学・玉川学園同窓会賞表彰規程を定める。

（対象）

第2条 同窓会賞の表彰は、学園の在校生としてその本分を尽くし、芸術、文化、スポーツ及び社会的に顕著な活躍をした学業優秀な個人又は前記に準ずる顕著な活躍をした団体を対象とする。但し、低学年～高学年は団体のみの対象とする。

2 前項の表彰の対象の中に、同一の者が重複して該当している場合であっても、これを制限しない。

（表彰者の選考及び決定）

第3条 選考の対象とする候補者等は、別に定める選考委員会委員の推薦による。

2 表彰者の選考は、前項により推薦された候補者の中から選考委員会においてこれを行ない、理事会の議を経て決定する。

3 選考にあたって、選考委員会が必要と認めたときは、学長・学園長を通じ、学園の関係者の意見を聴取することができる。

（賞及び副賞）

第4条 表彰者には、賞状と副賞を併せて授与する。

（施行細則）

第5条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

付則 この規程は平成10年4月1日より施行する。

付則 この規程は平成15年4月1日より施行する。

■玉川大学・玉川学園同窓会表彰規程施行細則

（主旨）

第1条 この細則は、玉川大学・玉川学園同窓会賞表彰規程第5条に基づき、その施行に必要な事項を定める。

（定数）

第2条 同窓会賞は、特に定数を定めない。

（候補者の推薦手続）

第3条 候補者は、原則として当該年度の4月から翌年3月までの活動を対象とする。

2 各選考委員は推薦に相当すると考えられる候補者の氏名または団体名及び推薦理由等を所定の推薦書に記入の上、同窓会長に提出するものとする。所定の推薦書、提出日等は別に定める。

（選考委員会の構成）

第4条 選考委員会は、同窓会の選出委員8名、学園の選出委員7名（大学・大学院4名、高等部1名、中学部1名、小学部1名）の15名をもって構成する。

2 同窓会選出委員は、同窓会長から任命された担当役員の推薦により同窓会長が委嘱する。学園選出委員は、学長・学園長の推薦により同窓会長が委嘱する。

3 選考委員会の委員長は、同窓会選出委員の中から同窓会長が委嘱する。

（選考の時期）

第5条 選考の時期は原則として毎年2月とする。

（通知）

第6条 表彰者が決定したときは、同窓会長より本人に通知する。

（副賞）

第7条 副賞は、個人は記念品とし、団体は20万円または相当の記念品とする。

（その他の事項）

第8条 この細則にない事項については、選考委員会が検討し、理事会の議を経て同窓会長がこれを決定する。

付則 この細則は平成10年4月1日から施行する。

付則 この細則は平成15年4月1日から施行する。